

令和8年2月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

読谷村長 石嶺 傳實

市町村名 (市町村コード)	読谷村 (47324)
地域名 (地域内農業集落名)	読谷中部地区 (座喜味集落、楚辺集落、喜名集落、大木集落、伊良皆集落、波平集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月26日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、本村中央部に位置する石灰岩地域の広大で平坦な地域である。平成18年度に返還され村有地として取得された読谷補助飛行場跡地であるが、戦後処理事案として特異な経緯を有する地であることから、これら経緯を踏まえ作成された跡地利用計画に基づき、県内でも例のない大規模ほ場、集選果場、ファーマーズが整備された一大農業生産拠点として位置づけられている地域である。</p> <p>現在は、旧地主関係者が組織する5農業法人が営農を行っているが、県内では事例の少ない集落営農型法人であるため、法人と構成員の契約関係が雇用ではなく農作業を構成員へ委託し営農を行う「収入差プレミアム方式」による複雑なものであることから、法人の事務負担が大きい、外部から参入しづらいといった問題がある、また法人事務局及び構成員の高齢化の問題、消費税インボイス制度の導入への対応の他、大型機械を所有していない法人もありスケールメリットや集落営農のメリットを活かした効率的な農業ができていないといった課題がある。</p> <p>【地域の基礎的データ】                  農業者:5法人                  主な作物:さとうきび、牧草、ニンジン、紅イモ、小菊、マンゴー、野菜</p>
---

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>当地区は、読谷村の一大生産拠点として、旧地主関係者が組織する5法人が計画的な集团的先進農業を営むことにより、様々な人々が集い、交流等も含む地域振興と漁業、商工、観光等と連携したゆんたんざ産業の推進に寄与する地域となることが期待されている地域である。</p> <p>その基礎となる5農業法人の体制強化、経営の健全化及び活性化を図るため、通常の法人総会に加え、農作業を受託する法人構成員も含めた合意形成の場を設置し話し合いを行うことで、課題の共有とその解決にむけた各法人の将来ビジョンづくり、その実現に向けた人材の確保、育成に努める。</p> <p>また、各農業法人の収益力向上を図るため、農業体験農園の実証、高収益作物の試験栽培、高付加価値化・ブランド化、読谷型地域6次産業化、農商工連携に向けた加工品の試作、販路開拓に取り組む他、5法人が連携し広大な農地のスケールメリットを活かした効率的な生産が可能となる体制を構築する。</p> <p>その他、読谷村役場やJA等関係機関とも連携することで、拠点産地品目に係る集中的な営農指導を受ける体制づくりや積極的に新規就農者を受け入れる環境を整え、将来にわたり持続的に広大な農地利用を図ることで、本村の農業振興と地域振興の拠点地域となることを目指す。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	145.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	145.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地のうち基盤整備実施地区を中心にその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
保全・管理を行う区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

基本的には、所有者である読谷村役場と5法人間で農地法に基づく農地の貸借を予定しているが、必要に応じて農地中間管理機構の活用についても活用の検討を行う予定。

(3) 基盤整備事業への取組方針

本地域の大半は、県営畑地帯総合整備事業(読谷中部地区)(平成20~29年)、県営かんがい排水事業(平成21~26年)等実施済地区であることから、今後も必要なメンテナンスを実施しつつかんがい排水施設等土地改良施設の適切な維持管理を行っていく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

読谷中部地域で営農している者を中心に多様な経営体の確保・育成を図りつつ、読谷村と連携することで地区外からの参入者についても積極的に受け入れを進め、持続的な地域農業の発展を目指す。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域の基幹作物であるさとうきびについては、ハーベスタによる収穫作業の委託を実施しているところ。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・村内の土壌は保肥力の乏しい土壌であるが、村内には堆肥化施設がなく、耕種農家も積極的に堆肥を活用する環境にないことから、村内で未利用資源となっている家畜排せつ物を堆肥化し有効活用するため、地区内に堆肥盤の設置を行い、耕畜連携を図る。

読谷中部地区 約145.5ha(1,455,613㎡)

